



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1228	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1229	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( " ).....	2
1230	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
1231	"	( " ).....	2
1232	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(障害福祉課).....	3
1233	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " ).....	3
1234	海南野上土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	3
1235	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	3
1236	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1237	道路の供用開始	( " ).....	4
1238	道路の区域変更	( " ).....	4
1239	道路の供用開始	( " ).....	5
1240	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港課).....	5
1241	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	6

### ○ 選挙管理委員会告示

93	政治団体の届出事項の異動の届出	.....	7
94	政治団体の解散の届出	.....	7
95	政治団体の収支報告書の要旨	.....	7
96	政治団体の設立の届出	.....	8
97	参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	.....	8

### ○ 諸報

	和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会).....	9
--	---------------	--------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第1228号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年11月18日まで縦覧に供する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日  
平成25年9月18日
- 2 名称  
特定非営利活動法人おひさまマーメイド

## 3 代表者の氏名

向千佳代

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降1157番地の1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、飼い主のいない犬猫等の保護活動、里親募集に関する事業及び動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発事業を行い、人と動物が共生できる豊かな地域社会の形成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1229号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年11月25日まで縦覧に供する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成25年9月24日

## 2 名称

特定非営利活動法人和が家

## 3 代表者の氏名

伊永隆司

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市本宮町請川122番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、田辺市本宮町地域の住民に対して、地域づくりや地域福祉の推進に関する事業又は、介護保険に関する事業を行い地域住民の福祉に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御柔 23-25	大川拓哉	おおかわ接骨院	御坊市湯川町財部928-1	平成 25. 8. 29

## 和歌山県告示第1231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋柔 26-25	西俊哉	にし鍼灸整骨院	橋本市市脇1-10-26 フローラルパ レス山本103	平成 25.8.30

## 和歌山県告示第1232号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録 番号	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	実 施 する 特定行為の種類	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	登 録 年 月 日
3021000 35	ライフケアそ よかぜ	和歌山市杉ノ馬場 2丁目4-3	胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	株式会社明成	和歌山市市小路13 2番地の15	平成 25.10.1
3021000 36	ヘルパーステ ーションあか り	和歌山市砂山南2 丁目4-7	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	株式会社あか りホーム	和歌山市砂山南2 丁目4-17	平成 25.10.1

## 和歌山県告示第1233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3011700 584	ひとくうかんめ ばえ	紀の川市東大井 82番地31	居宅介護・重 度訪問介護・ 同行援護	特定無し	株式会社ひと くうかんめば え	紀の川市東大井 82番地31	平成 25.10.1
3012520 221	かしの木	東牟婁郡那智勝 浦町大字天満14 15番地10	居宅介護・重 度訪問介護・ 同行援護	特定無し	株式会社かし の木	東牟婁郡那智勝 浦町大字天満14 15番地10	平成 25.10.1

## 和歌山県告示第1234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、海南野上土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 和歌山県告示第1235号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字瓜谷関56の4（次の図に示す部分に限る。）、56の36、56の37
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1236号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字東洪田字丸毛61番1地先から同町大字東洪田字西中360番4地先まで	旧	6.62 } 12.20	115.00	無名橋 L=10.80
同上	新	6.62 } 12.20	115.00	無名橋 L=10.80
同上	新	8.50 } 12.77	124.65	仮橋 L=16.00

**和歌山県告示第1237号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字東洪田字丸毛61番1地先から同町大字東洪田字西中360番4地先まで

供用開始の期日 平成25年10月4日

**和歌山県告示第1238号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日高港線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
御坊市藺字洲崎592番6地先から 同市藺字西下野617番4地先まで	旧	3.10 ） 8.68	152.30	
同上	新	8.10 ） 10.15	152.30	

#### 和歌山県告示第1239号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 日高港線

供用開始の区間 御坊市藺字洲崎592番6地先から同市藺字西下野617番4地先まで

供用開始の期日 平成25年10月4日

#### 和歌山県告示第1240号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を和歌山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成25年10月4日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

- 2 埋立区域

- (1) 位置

和歌山市湊字青岸坪1337番2及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から8の地点までを順次に結んだ線、8の地点と9の地点を結ぶ平成21年7月30日付け和歌山県指令20港振第688号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D.L. + 1.60mにより決定)及び平成23年の春分の満潮位(D.L. + 1.90m)における公有水面と紀ノ川左岸背割堤との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「青岸」三等三角点、和歌山県和歌山市湊1342番地)

北緯 34度13分19.3848秒

東経 135度08分32.4433秒

1の地点 基点から68度35分23秒 1,393.63mの地点

2の地点 1の地点から142度27分23秒 6.99mの地点

3の地点 2の地点から232度27分23秒 0.64mの地点

4の地点 3の地点から142度27分23秒 4.21mの地点

5の地点 4の地点から232度27分23秒 123.62mの地点

6の地点 5の地点から236度09分56秒 88.24mの地点

7の地点 6の地点から239度36分26秒 117.37mの地点

8の地点 7の地点から245度56分56秒 0.61mの地点

9の地点 8の地点から338度53分54秒 12.48mの地点

## (3) 面積

3,569.09㎡

## 3 埋立地の用途

ふ頭用地

## 4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成23年10月11日和歌山県指令港振第151号

## 5 しゅん功認可年月日

平成25年9月24日

## 和歌山県告示第1241号

平成25年度電界放出型走査型電子顕微鏡の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 落札に係る調達物品の名称及び数量

電界放出型走査型電子顕微鏡 1式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

## 3 落札者を決定した日

平成25年9月11日

## 4 落札者の氏名及び住所

セイコーメディカル株式会社

和歌山市築港6丁目9番地の10

## 5 落札金額

51,450,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,450,000円)

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年8月2日

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第93号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年10月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
岡本庄三後援会	主たる事務所の所在地	日高郡印南町山口756	日高郡印南町山口667	平成25.8.19	政治団体	

**和歌山県選挙管理委員会告示第94号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年10月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
高嶋洋子後援会	高嶋洋子	平成25.7.31	平成25.8.19
竹本和泰後援会	田代武治	平成25.8.2	平成25.8.30

**和歌山県選挙管理委員会告示第95号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年10月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書(平成23年分)の要旨

(単位:円)

**高嶋洋子後援会**

報告年月日 25.08.19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成24年分)の要旨

**高嶋洋子後援会**

報告年月日 25.08.19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成25年分)の要旨

高嶋洋子後援会

報告年月日 25.08.19

1 収入総額	0
2 支出総額	0

竹本和泰後援会

報告年月日 25.08.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年10月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中村まき後援会	奥村明春	吉田小雪	紀の川市貴志川町長山277-51	平成 25.8.29

和歌山県選挙管理委員会告示第97号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙(和歌山県選挙区)における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年10月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙(和歌山県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 34,621,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	久保 美也子	所属党派	幸福実現党	期間 8月2日から 8月22日まで 第3回分
出納責任者氏名	久保 美也子			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
		円	人件費	円
		円	家屋費	円
		円	選挙事務所費	円
			集会会場費	円
			通信費	127,365円
			交通費	円
			印刷費	円



その他の寄附	件	円	広告費	円
その他の収入		円	文具費	円
今回計		円	食糧費	円
前回計	7,210,000	円	休泊費	円
総計	7,210,000	円	雑費	525 円
			今回計	127,890 円
			前回計	2,271,271 円
			総計	2,399,161 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成25年8月26日	第3回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	久保 美也子	所属党派	幸福実現党	期間	9月 5日から 9月 5日まで	第4回分
出納責任者氏名	久保 美也子					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	
その他の寄附	件	円	選挙事務所費		円
その他の収入		円	集会会場費		円
今回計		円	通信費		円
前回計	7,210,000	円	交通費		円
総計	7,210,000	円	印刷費		円
			広告費		円
			文具費		円
			食糧費		円
			休泊費		円
			雑費		2,572 円
			今回計		2,572 円
			前回計		2,399,161 円
			総計		2,401,733 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成25年9月5日	第4回報告分
----------	-----------	--------

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年10月24日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年10月4日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北西道路」・和歌山県紀の川市枇杷谷字東谷口地内から和歌山市弘西字宮ノ前地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに農業用道路付替工事並びに高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線改築工事（和歌山ジャンクション（仮称））に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成25年9月24日付け和収第13号「審理の開催について」

3 送達を受けるべき者

存否不明

登記名義人 中井林之助（不動産登記記録上記載住所 和歌山県名草郡弘西村1052番地）の判明していない他の法定相続人